

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

西海市長 杉澤 泰彦

市町村名 (市町村コード)	西海市 (42212)
地域名 (地域内農業集落名)	白似田小地区 (平原東部、平原中部、平原西部、元越、峰、白似田、白似田中部、広無田、下組、白浜、切崎、池、村河内)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月24日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

既に水田の基盤整備を実施した白似田地区も含め、水稻栽培が盛んな地域である。しかし、高齢化と米価格低迷の影響などにより離農も多く、約52%は既に荒廃化しており、農地の維持が喫緊の課題となっている。

いちごやアスパラガスなど施設園芸の産地でもあり、後継者のUターンなどにより、次世代の農業経営のモデルとしても期待が持てる地域である。一部、活用されていないハウスなどもあり、今後は地域内外からの受け入れや遊休ハウスの活用や対策等も検討する。

(2) 地域における農業の将来の在り方

他地域に比べて集落内に水田も多く、水田を活用した農業展開についても検討の余地がある。基盤整備された農地以外の場所については飼料用作物の作付のほか、作目の転換など高収益化の見込める品目の導入等の取り組みを進める。また、遊休ハウスの有効活用により、施設園芸産地の維持を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	63.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	63.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域内の農用地区域の農地及びその周辺の担い手が耕作を継続する意思がある農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
基盤整備地域における集積、集約化を維持するため、今後は多様な経営体による農地の維持管理を継続するため団地数や団地面積の拡大などの取り組みを推進する。狭小地等が多い地域ではあるが、水田の畑地化事業などとの関連により団地性が認められる地域においては、そうした取り組みを推進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を農地中間機構に貸し付けていく。担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて担い手への貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
既に白似田地区においては基盤整備済みであり、生産効率を今後も維持する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
関係機関と連携し、栽培技術の指導や経営相談を通して新規就農者だけでなく地域内外から多様な経営体の育成が可能となる取り組みを推進する。また、JAの担い手支援センターなどの研修事業を活用し、地域で可能な場合においては、受講生の受け入れ等の支援や体制づくりに努め、新規就農者等の育成に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
JA等関係機関と協議しながら、農作業繁忙期に労働力不足に陥らないためにも、農作業委託や人材育成など、持続可能な農業を実現するために随時、地域の担い手と情報共有しながら必要な対策について話し合う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。